

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

(平成 29 年名古屋市告示第 804 号)

物 質	環 境 目 標 値		地域
	市民の健康の保護 に係る目標値	快適な生活環境の確保 に係る目標値	
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	—	名古屋市 全 域
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.015mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	—	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	—	

(3) 有害大気汚染物質

ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 0309300004 号)

(平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)

(平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)

(平成 26 年環境省通知環水大総発第 1405011 号)

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値 $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	年平均値 $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(4) 塩化水素に係る目標環境濃度

(昭和 52 年環境庁大気保全局長通達環大規第 136 号)

物 質	目 標 環 境 濃 度
塩化水素	0.02ppm

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線 を有する道路に 面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線 を有する道路に 面する地域及び C 地域のうち車 線を有する道路 に面する地域
基準 値	昼間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備考		地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

＜幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値＞

基準 値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
- ・一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

(1) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 (以下、「規格」という。) 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

(7) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。							

注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2: 水 道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級: 前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3: 水 産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級: コイ、フナ等 β -中腐水性水域の水産生物用

4: 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの

5: 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定>

水 域	該当類型
庄 内 川 下 流（水分橋より下流）	D
新 川 下 流（新橋より下流）	D
日 光 川（全 域）	D

注) 調査地域内の水域のみを示す。

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
備考	基準値は、年間平均値とする。				

＜水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定＞

水 域	該当類型
庄 内 川 （ 全 域 ）	生物B
新 川 下 流 （ 新 橋 より 下 流 ）	生物B
日 光 川 （ 全 域 ）	生物B

注）調査地域内の水域のみを示す。

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと	水域類型ごとに 指定する水域
B	水産 2 級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
備考	水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN／100mL 以下とする。						

注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2: 水 産 1 級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級: ボラ、ノリ等の水産生物用

3: 環 境 保 全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

<水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定>

水 域	該当類型
名古屋港 (甲)	C

注) 1: 名古屋港 (甲) とは、木曽川左岸導流堤南端と外港第 1 航路第 1 燈標 (北緯 34 度 58 分 6 秒、東経 136 度 47 分 55 秒) を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

2: 調査地域内の水域のみを示す。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに 指定する水域
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種 及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2: 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3: 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

<全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型指定>

水 域	該当類型
伊 勢 湾 (イ)	Ⅳ

注) 1: 伊勢湾(イ)とは、木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同燈標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

2: 調査地域内の水域のみを示す。

c

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する 水域	0.02 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、 水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全 が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	

<水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定>

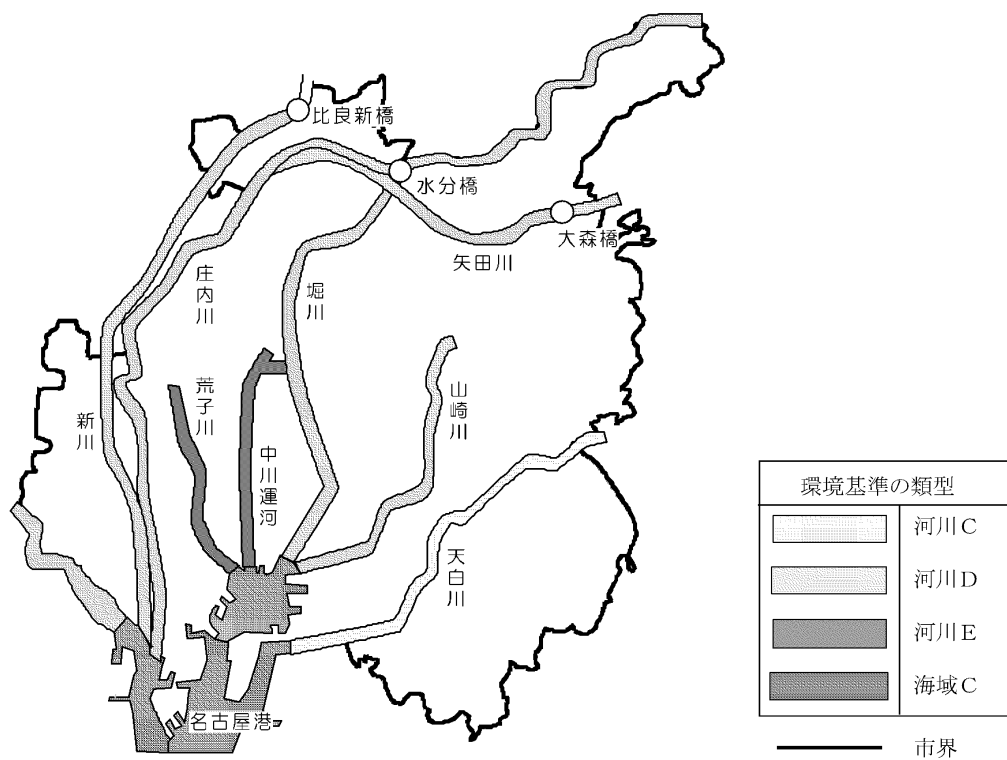
水 域	該当類型
伊 勢 湾 (イ)	生物特A

注) 1: 伊勢湾(イ)とは、愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西側の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

2: 調査地域内の水域のみを示す。

【各水域の環境基準の類型】

(全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を除く)



出典)「平成30年度 公共用水域及び地下水の状況」(名古屋市, 令和元年)

(2) 水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

ア 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

イ 水質の汚濁に関する目標(河川及び海域のみ抜粋)

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりである。

項目	区分 水質の 階級	河 川			海 域		測定方法
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
		川に入っ ての遊び が楽しめる	水際の 遊びが 楽しめる	岸際の 散歩が 楽しめる	水際の 遊びが 楽しめる	岸際の 散歩が 楽しめる	
水素イオン 濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下			7.8 以上 8.3 以下		規格 12.1 に定める方法又は ガラス電極を用いる水質自動 監視測定装置によりこれと同 程度の計測結果の得られる方 法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	規格 21 に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)		—	—	—	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格 17 に定める方法
浮遊物質 (SS)		10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下	付表 9 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)		5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	5 mg/L 以上		規格 32 に定める方法又は隔 膜電極を用いる水質自動測定 装置によりこれと同程度の計 測結果の得られる方法
ふん便性 大腸菌群数		1000 個 /100mL 以下	—	—	—	—	メンブランフィルター法又 は、疎水性格子付きメンブ ランフィルター法
全窒素		—	—	—	1 mg/L 以下		規格 45.2、45.3 又は 45.4 に 定める方法
全 磷		—	—	—	0.09 mg/L 以下		規格 46.3 に定める方法
全亜鉛		0.03 mg/L 以下			0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格 53 に定める方法(準備操 作は規格 53 に定める方法に よるほか、付表 10 に掲げる方 法によることができる。また、 規格 53 で使用する水につい ては付表 10 の 1(1)による。)
ノニルフェノール		0.002 mg/L 以下			0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表 11 に掲げる方法
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS)		0.05 mg/L 以下			0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表 12 に掲げる方法

注) 1:「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格 K0102 をいい、「付表」とは昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表に掲げるものをいう。

2: pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び SS は日間平均値とする。

3: BOD、COD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

4: 全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、年間平均値とする。

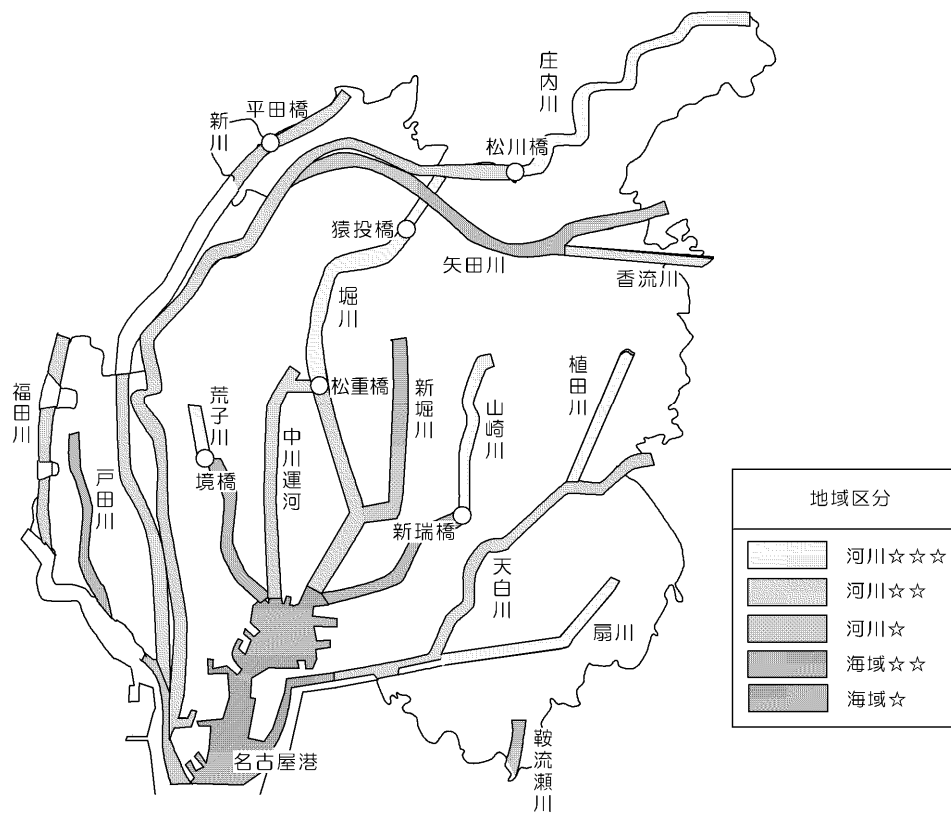
ウ 親しみやすい指標による目標（河川及び海域のみ抜粋）

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりである。

項目	区分 水質の イメージ	河 川			海 域	
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
		川に入っ ての遊び が楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散歩 が楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散歩 が楽しめる
水のにごり (透視度)		にごりがない (おおむね 70 cm以上)	にごりが少ない (おおむね 50 cm以上)	にごりがある (おおむね 30 cm以上)	にごりがない (おおむね 70 cm以上)	
水のおい		顔を近づけて も不快でない こと。	水際に寄っても 不快でない こと。	橋や護岸で 不快でないこと。	不快でないこと。	
水の色		異常な着色のないこと。			赤潮・苦潮等の 異常な着色のないこと。	
水の流れ		流れのあること。			—	—
ご み		ごみが捨てられていないこと。				
生物指標		(淡水域) アユ、 モロコ類、 ヒラタカゲロ ウ類、 カワゲラ類	(淡水域) カマツカ、 オイカワ、 コカゲロウ類、 シマトビケラ類 ハグロトンボ	(淡水域) フナ類、 イトトンボ類、 ミズムシ(甲殻類)、 ヒル類	(海域) クロダイ、 マハゼ、 シロギス、 カレイ類、 ヤドカリ類、 アサリ	(海域) ボラ、 スズキ、 イソギンチャク 類、 フジツボ類
		(汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシ ジミ		(汽水域) フジツボ類、 ゴカイ類	(干潟) チゴガニ、 アナジャコ、 ヤマトシジミ	(干潟) ニホンドロソコ エビ、 ゴカイ類、 ヤマトオサガニ

エ 地域区分（河川及び海域のみ抜粋）

水 域	区 分	水質のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っ ての遊び が楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋より下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
海 域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域



出典)「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の状況」(名古屋市, 令和元年)

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

(大気汚染防止法施行令 (昭和 43 年政令第 329 号))
 (大気汚染防止法施行規則 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号))
 (愛知県生活環境保全条例施行規則)

(1) ばい煙発生施設

施設名	対 象 規 模	
	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 【法施行令 別表第 1 の第 13 項】	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上 【条例施行規則 別表第 1 の第 14 項】 (法に規定するばい煙発生施設を除く。)

(2) 硫黄酸化物の規制

ア 排出基準 (K 値規制)

$q = K \times 10^{-3} H e^2$ により算出した量

q : 硫黄酸化物の量 (m³_N/時)

K : 1.17 (大気汚染防止法施行規則第 7 条で定められた値)

He : 以下に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、H₀、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表す。

H₀ : 排出口の実高さ (m)

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

イ 総量の規制

項 目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500L/時以上の工場・事業場 （総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項まで及び28の項から32の項までのものである。）	大気指定工場等 1. 大気指定施設の燃焼設備の燃料（廃棄物焼却炉において焼却される廃油を含む。）の燃焼能力の合計が重油に換算した量で500L/時以上の工場等 (2. 以下省略)
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = aW^{0.95} + r a' \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量（m^3_N/h） W：昭和51年3月31日以前に設置されたばい煙発生施設で使用する燃原料の合計値（L/時） W_i：昭和51年4月1日以後に設置されたばい煙発生施設で使用する燃原料の合計値（L/時） a, a', r：定数 a：2.17×10^{-3} a'：2.17×10^{-3} r：1/3	既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止 $Q = 0.7R_1 (\alpha S_1 - \alpha S_2) (aW_1 + b) + 0.7R_2 \alpha S_2 (aW_1 + b) + R_3 [0.7\alpha S_3 \{ (aW_2 + b) - (aW_1 + b) \} + Q'] + R_4 Q'$ 大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \{ 0.7\alpha S_3 (aW_2 + b) + Q' \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量（$m^3_N/時$） W₁：昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） W₂：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） Q'、Q''：大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量（$m^3_N/時$） a, b, R₁, R₂, R₃, αS_1, αS_2, αS_3：定数（下表参照）

県条例に基づく総量規制の定数

R ₁	R ₂	R ₃
0	1.0	1.0

αS_1	αS_2	αS_3
$\frac{0.771 - 0.0271 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.0351 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.0351 \log y_1}{100}$

$$y_1 = aW_1 + b, \quad y_2 = | (aW_2 + b) - (aW_1 + b) |$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計（重油の量に換算した1時間あたり）	a	b
500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
10,000L 以上	0.861	-1,930

(3) ばいじんの規制

施 設 名	大気汚染防止法 (設置年月日：H10. 7. 1～)	
	処理能力 (t/h)	排出基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.04
	2 ～ 4	0.08
	2 未満	0.15

注) ばいじん濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(4) 廃棄物焼却炉に係る有害物質の規制

ア 塩化水素の排出基準

施 設 名	大気汚染防止法	
	対象施設	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	法該当施設すべて	塩化水素 700 (酸素濃度 12%換算)

イ 窒素酸化物の排出基準

施 設 名	大気汚染防止法 (設置年月日：S54. 8. 10～)	
	排出ガス量 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (ppm)
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450
	4 未満	450
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250
	4 未満	700
廃棄物焼却炉 (上記以外の連続炉)	4 以上	250
	4 未満	250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	250

注) 1：特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

2：窒素酸化物濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

ウ 水銀の排出基準

施 設 名	大気汚染防止法 (設置年月日：H30. 4. 1～)	
	対象施設	排出基準 (μg/m ³ _N)
一般廃棄物焼却炉	法該当施設すべて	全水銀 30 (酸素濃度 12%換算)

(5) 「名古屋市環境保全条例」に規定する窒素酸化物の総量規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

ア 対象工場等（大気規制工場）

窒素酸化物排出施設（下表）を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量に換算したものの合計が1時間当たり500リットル以上のもの

窒素酸化物排出施設	対象規模
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上
	又は 焼却能力 150kg/時以上

イ 大気規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C1 \times F1) + \Sigma (C2 \times F2) \}^{0.94}$$

Q：大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量（NO₂換算 g/時）

F1、F2：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの

ただし、F1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

F2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

C1、C2：下表参照

ただし、C1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

C2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

窒素酸化物排出施設の種類		C1	C2
廃棄物焼却炉	都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40

(1) 騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準

(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		45	40	40
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

注) 1: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定められていない地域、工業地域又は工業専用地域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。

2: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。(1 の規定の適用を受ける区域を除く。)

(事業予定地は準工業地域に立地しているが、敷地の周囲 50m の区域内に学校等は存在しないことから、計画施設について注) 1 の規定は適用されない。)

(2) 「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

(昭和 41 年厚生省・建設省告示第 1 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①、②、③	85dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

(3) 「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業

(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号))
(名古屋市環境保全条例施行細則)

騒音 規制法	市条例	項番号	特定建設作業の種類
1	1		くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	2		びょう打機を使用する作業
3	3		さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	4		空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	5		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	—		バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	—		トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	—		ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業
—	6		鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
—	7		コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
—	8		コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
—	9		ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業
—	10		ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

(4) 「騒音規制法」第17条第1項に基づく自動車騒音の限度

(騒音規制法施行規則(平成12年総理府令第15号))
(平成12年名古屋市告示第89号)
単位: dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1: 区域の区分

a 区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲については、上の表にかかわらず、昼間75dB、夜間70dBとする。

なお、「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ・「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- ・一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」第7条第1号に定める自動車専用道路

(1) 振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準

(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		7時～20時	20時～翌日7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65	60
工業地域		70	65
工業専用地域		75	70

注) 1：工業地域又は工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。

2：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。（1 の規定の適用を受ける区域を除く。）

（事業予定地は準工業地域に立地していることから、計画施設について注）の規定は適用されない。）

(2) 「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る振動の基準

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①、②、③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1：基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2：基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3：地域の区分

①：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

(3) 「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業

(振動規制法施行令 (昭和51年政令第280号))

(振動規制法施行規則)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項番号		特定建設作業の種類
振動 規制法	市条例	
1	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

(4) 「振動規制法」第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)

(昭和61年名古屋市告示第113号)

単位: dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7時～20時	20時～翌日7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

(1) 「悪臭防止法」第4条第1項に基づく規制

(悪臭防止法施行規則 昭和47年総理府令第39号)

工場・事業場の事業活動に伴い排出される特定悪臭物質については、「悪臭防止法」により次の3つの規制基準が定められている。

- ア 敷地境界線の地表における規制 (1号規制、22物質)
- イ 煙突等からの排出口における規制 (2号規制、13物質)
- ウ 排出水の敷地外における規制 (3号規制、4物質)

特定悪臭物質の規制基準一覧表 (○：規制対象)

物質名	(a) 1号規制 (ppm)		(b) 2号規制 ^注	(c) 3号規制 (mg/L)			
				排出水量 (Q; m ³ /秒)			
				Q ≤ 10 ⁻³	10 ⁻³ < Q ≤ 0.1	0.1 < Q	
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレールアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレールアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

注) 規制基準 (q : 特定悪臭物質の排出量、m³/時) は以下の換算式で求められる。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

H e : 補正された排出口高さ (m)

C m : 敷地境界線の基準値 (ppm)

(2) 「悪臭対策指導指針」に規定する指導基準値

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地の境界線 における臭気指数	工場等の排出口から 排出される臭気指数
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種 区域	工業地域 工業専用地域	15	30
備考 1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は、「都市計画法」第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。 2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。 3 測定方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境省告示第63号）により行う。			

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号))

(排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号))

(水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例 (昭和 47 年愛知県条例第 4 号))

ア 一律排水基準

(7) 人の健康に係る排水基準

すべての特定事業場の排水に対して、以下の基準が適用される。

単位: mg/L

番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
2	シアン化合物	シアン 1	18	1,3-ジクロロプロペン	0.02
3	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン、EPN)	1	19	チウラム	0.06
			20	シマジン	0.03
4	鉛及び化合物	鉛 0.1	21	チオベンカルブ	0.2
5	六価クロム化合物	六価クロム 0.5	22	ベンゼン	0.1
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1	23	セレン及びその化合物	セレン 0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	24	ほう素及びその化合物	ほう素10以下(海域以外) ほう素230以下(海域)
	アルキル水銀	検出されないこと			
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003			
9	トリクロロエチレン	0.1	25	ふっ素及びその化合物	ふっ素8以下(海域以外) ふっ素15以下(海域)
10	テトラクロロエチレン	0.1			
11	ジクロロメタン	0.2			
12	四塩化炭素	0.02	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
13	1,2-ジクロロエタン	0.04			
14	1,1-ジクロロエチレン	1			
15	1,2-ジクロロエチレン (シス体)	0.4	27	塩化ビニルモノマー	—
	〃 (トランス体)	—			
16	1,1,1-トリクロロエタン	3	28	1,4-ジオキサン	0.5

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

一日当たりの平均的な排水量が、50m³以上のすべての特定事業場に適用される。

単位：mg/L（pH・大腸菌群数を除く）

番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 5.8以上8.6以下	6	フェノール類含有量	5
			7	銅含有量	3
			8	亜鉛含有量※	2
		海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下	9	溶解性鉄含有量	10
			10	溶解性マンガン含有量	10
			11	クロム含有量	2
2	生物化学的酸素要求量 （BOD）	160 （日間平均120）	12	大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
3	化学的酸素要求量 （COD）	160 （日間平均120）	13	窒素含有量	120 （日間平均60）
4	浮遊物質（SS）	200 （日間平均150）			
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量		14	燐含有量	16 （日間平均 8）
	・ 鉱油類含有量	5			
	・ 動植物油脂類含有量	30			
備考					
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。					
2 BODについての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。					
3 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼（名古屋市においては、牧野池）、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域（名古屋市においては、名古屋港又は名古屋港に流入する河川等）に排出される排水に限り適用する。					

イ 上乗せ排出基準

愛知県条例により、事業場の業種、排水量、水域、設置時期、下水道処理区域の内外等ごとに上乗せ排水基準が適用される。名古屋港・庄内川等水域において一般廃棄物の焼却施設を有するものに適用される上乗せ排水基準は下表のとおりである。

工場又は事業場		項目及び許容限度(mg/L)							適用日 適用期間
		BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	
既設	下水道 処理区域	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48. 6. 24
	その他の地域	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	S58. 1. 1
新設	下水道 処理区域	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1
	その他の地域	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1
備考 1 「下水道処理区域」とは、「下水道法」第2条第8号に規定する処理地域 2 BODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用 CODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用									

注) () 内は日間平均。

(2) 総量削減計画に基づく水質総量規制

(水質汚濁防止法)

(化学的酸素要求量 (COD) に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 286 号)

(窒素含有量に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 287 号)

(りん含有量に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 288 号)

指定地域内に立地している日平均排水量 (冷却水等を含む。) が 50m³ 以上である特定事業場 (指定地域内事業場) に対し、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量について 1 日あたりの許容排出量について総量規制基準が定められている。

総量規制基準は、以下の算式により設定される。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L : 排出が許容される 1 日の汚濁負荷量 (kg/日)

C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定の COD、窒素含有量又はりん含有量の濃度 (mg/L)

Q : 特定排水の量 (m³/日)

(3) 地下水汚染未然防止措置

(水質汚濁防止法施行規則 (昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号))

ア 対象事業者

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 (以下「有害物質使用特定施設等」という。) の設置者、又は設置しようとする者。下水道に汚水等を全量排出している者も対象

イ 構造等に関する基準が適用される範囲

有害物質使用特定施設等の本体、施設の床面及び周囲、付帯する配管等及び排水溝等

ウ 定期点検及び記録の保存

有害物質使用特定施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期点検を行い、その記録を 3 年間保存しなければならない。また、定期点検以外であっても、有害物質を含む水の漏洩等の異常が確認された際には、その記録を 3 年間保存しなければならない。

エ 使用の方法

有害物質使用特定施設等において有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこととされており、使用の方法や点検の方法に関する管理要領を定めなければならない。

(4) 底質の暫定除去基準

(昭和 50 年環境庁水質保全局長通達環水管第 119 号)

水 銀	底質の乾燥重量当たり 海域 : $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$ (ppm) 以上 ΔH = 平均潮位差 (m) J = 溶出率 S = 安全率 河川及び湖沼 : 25ppm 以上
	PCB 底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上

(5) 下水道放流水の水質基準（特定施設のある事業場）

(下水道法施行令（昭和34年政令第147号））

(名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号））

(名古屋市下水道条例施行規程（平成12年上下水道局管理規程第58号））

排水量(㎥/日)			50 未満	50 以上 1,000 未満		1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上
環境項目等	温度		－	45℃以下		45℃以下 (40℃以下)	
	水素イオン濃度 (pH)		5 以上	5 以上 9 以下		5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		－	600 以下	2,000 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)
	浮遊物質 (SS)		－	600 以下	1,400 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)
	沃素消費量		－	220 以下			
	ノルマルヘキサン	鉱油類	50 以下	5 以下			
	抽出物質含有量	動植物油脂類	50 以下	30 以下			
	※銅		3 以下	3 以下			
	※亜鉛		2 以下	2 以下			
	※クロム		2 以下	2 以下			
	※フェノール類		－	5 以下			
	※鉄 (溶解性)		－	10 以下			
	※マンガン (溶解性)		－	10 以下			
有害物質	カドミウム		0.03 以下				
	シアン		1 以下				
	有機燐		1 以下				
	鉛		0.1 以下				
	六価クロム		0.5 以下				
	砒素		0.1 以下				
	水銀		0.005 以下				
	アルキル水銀		検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下				
	トリクロロエチレン		0.1 以下				
	テトラクロロエチレン		0.1 以下				
	ジクロロメタン		0.2 以下				
	四塩化炭素		0.02 以下				
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下				
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下				
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下				
	チウラム		0.06 以下				
	シマジン		0.03 以下				
	チオベンカルブ		0.2 以下				
	ベンゼン		0.1 以下				
	セレン及びその化合物		0.1 以下				
	ほう素及びその化合物		10 以下				
	ふっ素及びその化合物		8 以下				
	1,4-ジオキサン		0.5 以下				
	ダイオキシン類		10 以下				

備考

1. 単位は、水素イオン濃度は水素指数、その他（温度を除く）は mg/L

2. 網掛けの項目は直罰の水質基準（直罰基準）、その他は除害施設等が必要な水質基準（除害施設設置基準）を示す。

3. ※印の水質については、新たに工場・事業場を設置する場合は、排水量が 20㎥/日以上 の工場・事業場に直罰基準が適用される。

4. （ ） 内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水についてのみ適用される。

5. ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準が適用される。それ以外の事業場に対しては、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り除外施設設置基準が適用される。

(1) 揚水規制基準

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項 目	基 準
ストレーナーの位置	地表面下10m以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19cm ² 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m ³ /日以下であること。

(2) 地下水採取規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

設備の種類	揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口断面積	6cm ² を超える場合	6cm ² 以下の場合
設置に必要な申請等	地下水の採取の許可の申請	井戸設備の設置の届出
揚水量等の測定、報告等の義務	・ 毎月の揚水量の測定 ・ 地下水位の測定（毎月 1 回以上） ・ 測定結果の記録、保管（3 年間） ・ 測定結果の報告（毎年）	

(土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号))
(名古屋市環境保全条例施行細則)

分 類	特定有害物質	指定基準・土壌汚染等処理基準	
		土壌溶出量基準 地下水基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
(第三種特定有害物質) 農薬等	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
	シマジン	0.003 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成 11 年政令第 433 号))
 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成 11 年総理府令第 67 号))

(1) 廃棄物焼却炉の排出ガスに係る排出基準

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (設置年月日 : H12. 1. 15～)
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上又は 燃焼能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h 未満	5ng-TEQ/m ³ _N 以下

注) ダイオキシン類濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(2) 廃棄物焼却炉の排出水に係る排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設の汚水又は廃液を排出する施設	10pg-TEQ/L 以下

(3) ばいじん及び燃え殻の処理基準

特定施設の種類	処理基準
廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻	3ng-TEQ/g 以下

注) 埋立等の処分 (再生を含む。) を行う場合には、この処理基準以下に処理しなければならない。

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 (昭和 52 年名古屋市条例第 58 号))

規制を受ける 区 域	規制を 受ける 建築物	測定面 (平均地盤面からの高さ)	規制を受ける日影時間	
			境界線から 5m を超え、10m 以内 の範囲における 日影時間	境界線から 10m を超える範囲に おける日影時間
			冬至日において 午前 8 時～午後 4 時	
第一種・第二 種中高層住居 専用地域	高さ が 10m を 超える 建築物		3 時間	2 時間
第一種・第二 種・準住居地 域			4 時間	2.5 時間
近隣商業地域 (容積率が 400%地域は除 く)・準工業地 域			5 時間	3 時間

出典)「知っておきたい建築の法規」(名古屋市ウェブサイト)

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号))

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	狩猟が認められない。	20 年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内